

資料 24 県内石油製品年度別使用量の推移

(単位 kℓ)

| 年度 | 製品別 | 揮発油 | ナフサ | ジェット燃料油 | 灯油 | 軽油 | A重油 | B重油 | C重油 | 燃料油合計 |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| | 58年度 | 使用量 | 225,340 | 0 | 15,242 | 126,835 | 169,508 | 117,570 | 23,162 | 105,733 |
| | (構成比) | (28.8%) | (0%) | (1.9%) | (16.2%) | (21.6%) | (15.0%) | (3.0%) | (13.5%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 0.0 | - | 7.5 | 22.4 | 6.8 | △0.3 | 5.8 | 12.9 | 6.5 |
| 59年度 | 使用量 | 211,101 | 0 | 15,798 | 111,054 | 159,654 | 112,551 | 17,942 | 109,660 | 737,760 |
| | (構成比) | (28.6%) | (0%) | (2.1%) | (15.1%) | (21.6%) | (15.3%) | (2.4%) | (14.9%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | △6.3 | - | 3.6 | △12.4 | △5.8 | △4.3 | △22.5 | 3.7 | △5.8 |
| 60年度 | 使用量 | 211,315 | 0 | 21,138 | 114,551 | 160,410 | 110,164 | 17,001 | 105,562 | 740,141 |
| | (構成比) | (28.5%) | (0%) | (2.8%) | (15.5%) | (21.7%) | (14.9%) | (2.3%) | (14.3%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 0.1 | - | 33.8 | 3.1 | 0.5 | △2.1 | △5.2 | △3.7 | 0.3 |
| 61年度 | 使用量 | 219,565 | 0 | 20,826 | 114,043 | 168,935 | 109,102 | 14,116 | 105,580 | 750,167 |
| | (構成比) | (29.2%) | (0%) | (2.8%) | (15.2%) | (22.5%) | (14.3%) | (1.9%) | (14.1%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 3.9 | - | △0.1 | △0.0 | 5.3 | △2.8 | △17.0 | 0.0 | 1.4 |
| 62年度 | 使用量 | 222,609 | 0 | 19,887 | 120,030 | 182,545 | 119,142 | 13,802 | 115,328 | 793,343 |
| | (構成比) | (28.1%) | (0%) | (2.5%) | (15.1%) | (23.0%) | (15.0%) | (1.7%) | (14.6%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 1.4 | - | △4.5 | 5.2 | 8.1 | 9.2 | △2.2 | 9.2 | 5.8 |
| 63年度 | 使用量 | 233,062 | | 21,505 | 133,797 | 208,379 | 137,786 | 7,479 | 142,732 | 885,100 |
| | (構成比) | (26.3%) | (0%) | (2.4%) | (15.1%) | (23.6%) | (15.6%) | (0.9%) | (16.1%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 4.7 | - | 8.1 | 11.5 | 14.3 | 15.6 | △45.8 | 23.8 | 11.6 |
| 元年度 | 使用量 | 234,896 | | 23,150 | 114,735 | 208,829 | 144,380 | 1,985 | 138,063 | 866,044 |
| | (構成比) | (27.1%) | (0%) | (2.7%) | (13.2%) | (24.1%) | (16.8%) | (0.2%) | (15.9%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 4.7 | - | △7.7 | △14.2 | 0.2 | 4.8 | △73.5 | △3.3 | 2.2 |
| 2年度 | 使用量 | 244,877 | 0 | 29,730 | 131,673 | 214,624 | 150,951 | 378 | 136,013 | 908,246 |
| | (構成比) | (27.0%) | (0%) | (3.3%) | (14.5%) | (23.6%) | (16.6%) | (0.04%) | (11.7%) | (100.0%) |
| | 前年伸率 | 4.2 | - | 28.4 | 14.7 | 2.8 | 4.6 | △81.0 | △1.5 | 4.9 |

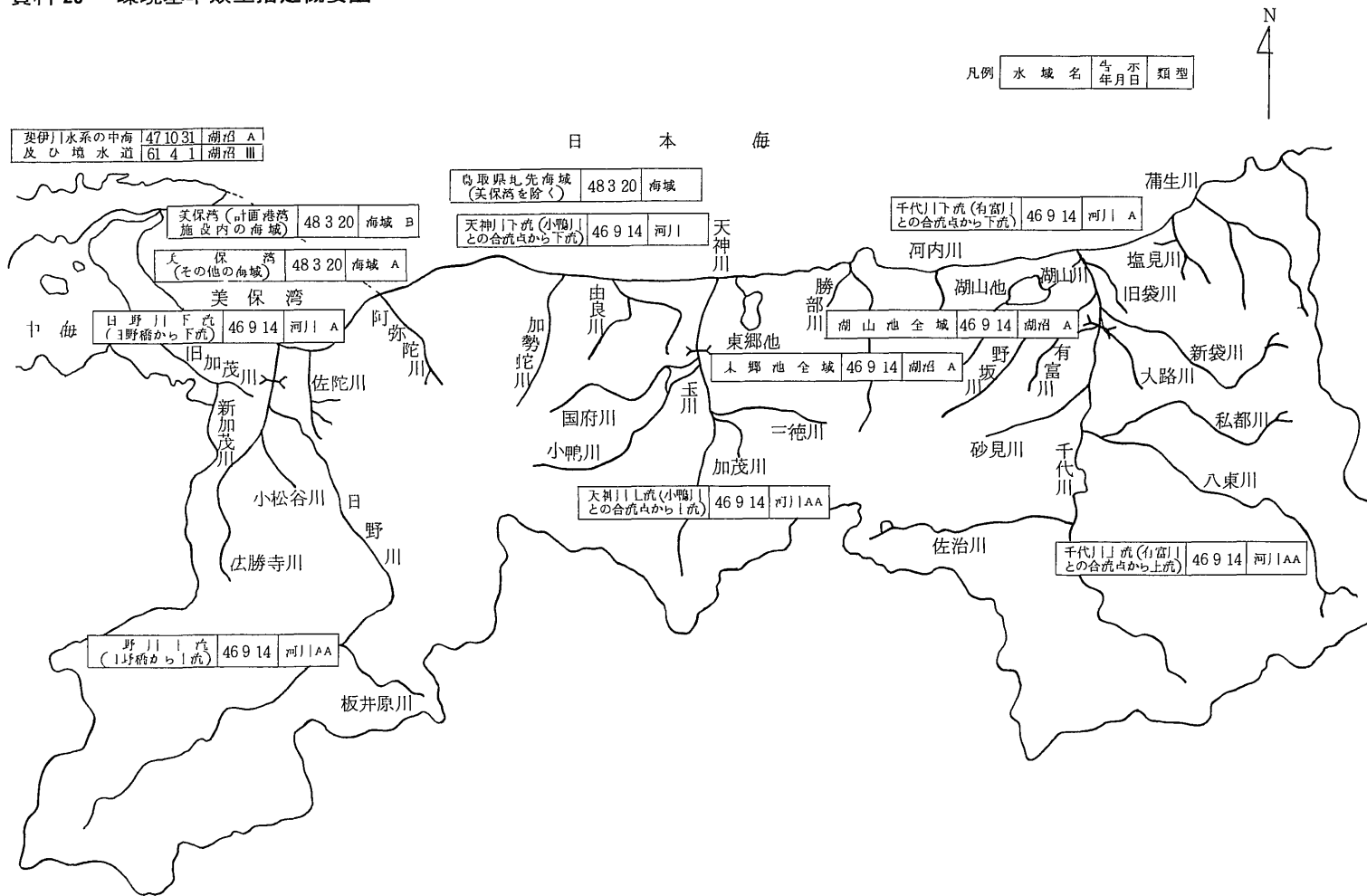
(注) 「エネルギー生産供給統計月報」(通商産業大臣官房調査統計部)より抜すい

資料 25 県内自動車保有台数の推移

| 年月 | 昭和58年 3月末 | 昭和59年 3月末 | 昭和60年 3月末 | 昭和61年 3月末 | 昭和62年 3月末 | 昭和63年 3月末 | 平成元年 3月末 | 平成2年 3月末 | 平成3年 3月末 |
|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 台数 | 257,284 | 264,624 | 270,905 | 282,596 | 290,646 | 302,237 | 312,951 | 324,991 | 336,478 |

(鳥取陸運支局調べ)

資料 26 環境基準類型指定概要図



資料 27 水質の経年変化 (昭和60～平成2年度)

| 水 域 名 | 地点名 | B O D 年 平 均 値 (mg / ℓ) | | | | | | 60 年 度 | 61 年 度 |
|--------|-----|------------------------|------|------|------|-----|-------|----------|----------|
| | | 60年度 | 61年度 | 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2 年 度 | | |
| (河 川) | | | | | | | | | |
| (1級河川) | | | | | | | | | |
| 千代川水系 | | | | | | | | | |
| 千代川 | 賀 露 | 12 | 13 | 11 | 06 | 08 | 09 | 07~26 | 09~26 |
| | 行 徳 | 11 | 12 | 10 | 07 | 1.0 | 1.1 | 0.7~18 | 0.8~16 |
| | 源太橋 | 1.0 | 1.0 | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 0.5~1.7 | 0.6~1.3 |
| | 稻 常 | 08 | 10 | 0.9 | 0.8 | 08 | 09 | <0.5~1.3 | <0.5~3.1 |
| | 佐 貫 | 10 | 08 | 0.8 | 07 | 0.8 | 0.8 | 0.5~1.8 | <0.5~1.3 |
| | 市 瀬 | 13 | 12 | 0.8 | 06 | 07 | 0.8 | 0.5~2.6 | 0.6~2.1 |
| | 毛 谷 | 09 | 12 | 06 | 06 | 06 | 06 | <0.5~1.7 | <0.5~1.9 |
| 八 東 川 | 米岡橋 | 1.0 | 1.2 | 1.1 | 06 | 07 | 08 | 0.5~1.7 | <0.5~2.0 |
| | 万代寺 | 10 | 12 | 0.9 | 0.7 | 06 | 07 | <0.5~1.8 | 0.5~1.6 |
| | 岸 野 | 09 | 0.9 | 07 | 0.5 | 05 | 06 | <0.5~1.4 | <0.5~1.9 |
| 私 都 川 | 下門尾 | 09 | 11 | 12 | 0.7 | 07 | 0.9 | 0.5~1.4 | 0.6~1.8 |
| 佐 治 川 | 別 府 | 10 | 12 | 09 | 0.6 | 07 | 08 | <0.5~1.6 | 09~17 |
| 天神川水系 | | | | | | | | | |
| 天 神 川 | 田 後 | 14 | 11 | 08 | 08 | 11 | 11 | <0.5~2.7 | <0.5~2.4 |
| | 小 田 | 11 | 12 | 10 | 0.9 | 1.0 | 1.2 | <0.5~2.1 | 0.5~2.6 |
| | 大 原 | 06 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 1.0 | 1.2 | <0.5~1.0 | <0.5~0.9 |
| | 今 泉 | 06 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | 0.9 | <0.5~0.9 | <0.5~0.8 |
| | 穴 鴨 | 06 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | <0.5~0.8 | <0.5~0.7 |
| 小 鴨 川 | 巖 城 | 0.8 | 0.7 | 06 | 06 | 08 | 10 | 0.5~1.5 | <0.5~1.0 |
| | 河原町 | 06 | 06 | 06 | 0.6 | 07 | 0.9 | <0.5~1.1 | <0.5~0.8 |
| | 関 金 | 06 | 06 | 06 | 0.6 | 07 | 11 | 0.5~0.7 | <0.5~0.8 |
| | 今 西 | 05 | 0.6 | 06 | 0.5 | 07 | 07 | <0.5~0.7 | <0.5~0.8 |
| 三 徳 川 | 横 手 | 08 | 09 | 07 | 07 | 09 | 09 | 0.5~1.2 | 0.5~1.3 |
| | 片 柴 | 07 | 07 | 0.6 | 0.6 | 06 | 07 | <0.5~1.1 | <0.5~1.3 |
| 加 茂 川 | 森 | 06 | 0.5 | 06 | 0.5 | 06 | 08 | <0.5~1.0 | <0.5~0.6 |

(注) x/y 環境基準に不適合の日数/総測定日数

| B O D 最小値 ~ 最大値 (mg/l) | | | | x / y | | | | | |
|------------------------|----------|----------|----------|-------|------|------|------|------|------|
| 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2年度 | 60年度 | 61年度 | 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2年度 |
| <0.5~3.2 | <0.5~1.0 | <0.5~1.1 | <0.5~2.1 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 0/12 | 0/12 | 1/12 |
| <0.5~1.7 | <0.5~1.3 | <0.5~3.5 | <0.5~2.1 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 1/13 | 1/12 |
| <0.5~1.1 | <0.5~1.4 | <0.5~1.8 | <0.5~1.5 | 6/12 | 5/12 | 3/12 | 4/12 | 2/12 | 1/12 |
| <0.5~1.4 | <0.5~1.8 | <0.5~1.9 | <0.5~1.6 | 2/12 | 3/12 | 6/12 | 2/12 | 1/12 | 4/12 |
| <0.5~1.3 | <0.5~1.4 | <0.5~1.3 | <0.5~1.6 | 5/12 | 2/12 | 2/12 | 1/12 | 1/12 | 3/12 |
| <0.5~1.3 | <0.5~0.9 | <0.5~0.9 | <0.5~1.0 | 7/12 | 5/12 | 1/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 |
| 0.5~0.8 | <0.5~1.6 | <0.5~1.0 | <0.5~1.0 | 4/12 | 8/12 | 0/12 | 1/12 | 0/12 | 0/12 |
| 0.5~3.2 | <0.5~0.9 | <0.5~1.7 | <0.5~1.2 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 0.5~1.7 | <0.5~1.1 | <0.5~1.5 | <0.5~1.2 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 0.5~1.0 | <0.5~0.7 | <0.5~0.6 | <0.5~0.7 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 0.5~4.4 | <0.5~1.1 | <0.5~1.7 | <0.5~1.5 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 0.5~1.5 | <0.5~1.0 | <0.5~1.2 | <0.5~1.0 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~2.0 | <0.5~1.4 | 0.5~2.7 | 0.6~1.8 | 2/12 | 1/12 | 0/12 | 0/12 | 1/12 | 0/12 |
| <0.5~4.6 | <0.5~2.2 | <0.5~2.3 | 0.6~2.1 | 1/30 | 2/30 | 2/30 | 1/30 | 1/29 | 1/28 |
| <0.5~1.1 | <0.5~1.0 | 0.5~1.4 | <0.5~2.1 | 0/12 | 0/12 | 1/12 | 0/12 | 6/12 | 5/12 |
| <0.5~0.7 | <0.5~0.9 | <0.5~1.1 | 0.5~1.7 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 1/12 | 4/12 |
| <0.5~0.8 | <0.5~0.7 | <0.5~0.7 | <0.5~1.1 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 1/12 |
| <0.5~1.3 | <0.5~1.1 | 0.5~1.4 | 0.5~1.9 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~0.8 | <0.5~0.9 | <0.5~1.0 | 0.5~1.5 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~1.1 | <0.5~0.8 | <0.5~0.8 | 0.5~1.9 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~0.7 | <0.5~0.7 | <0.5~1.0 | <0.5~1.2 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~1.2 | <0.5~1.4 | 0.6~1.5 | <0.5~1.5 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~1.1 | <0.5~0.9 | <0.5~1.0 | <0.5~1.2 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <0.5~0.8 | <0.5~0.6 | <0.5~1.0 | <0.5~1.2 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |

| 水 域 名 | 地点名 | B O D 又は C O D 年 平 均 値 (mg / ℓ) | | | | | | 60 年度 |
|---------|------|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|
| | | 60 年度 | 61 年度 | 62 年度 | 63 年度 | 元 年 度 | 2 年 度 | |
| 日野川水系 | | | | | | | | |
| 日 野 川 | 皆 生 | 1.2 | 0.9 | 0.9 | 0.7 | 0.8 | 1.1 | <0.5~3.4 |
| | 車 尾 | 1.1 | 1.0 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.8 | 0.5~2.4 |
| | 八 幡 | 0.7 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | <0.5~1.3 |
| | 溝 口 | 0.8 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 0.7 | 0.6 | <0.5~1.2 |
| | 武 庫 | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | <0.5~1.0 |
| | 下 榎 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | <0.5~1.0 |
| | 生 山 | 0.6 | 0.7 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.6 | <0.5~0.9 |
| | 矢 戸 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | <0.5~0.7 |
| 法勝寺川 | 福 市 | 1.0 | 0.8 | 0.8 | 0.7 | 1.0 | 1.1 | 0.5~1.7 |
| | 法勝寺 | 0.7 | 0.7 | 0.7 | 0.6 | 1.1 | 1.2 | <0.5~1.5 |
| 板井原川 | 高 尾 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.6 | 0.5 | <0.5~0.7 |
| (2 級河川) | | | | | | | | |
| 菰 生 川 | 3 地点 | 1.0~1.9 | 1.0~1.8 | 0.9~1.2 | 0.7~0.8 | 0.7~0.8 | 0.8~1.1 | 0.7~3.8 |
| 塩 見 川 | | 1.0~2.5 | 1.0~1.7 | 0.9~1.2 | 0.6~0.9 | 0.5~1.2 | 0.7~1.0 | 0.7~4.8 |
| 河 内 川 | | 0.8~1.4 | 0.9~1.5 | 0.6~1.1 | 0.7~1.0 | 0.5~1.2 | 0.5~1.3 | <0.5~1.7 |
| 勝 部 川 | | 1.0~3.9 | 1.2~1.4 | 0.9~1.8 | 0.6~1.6 | 0.6~2.7 | 0.7~2.3 | 0.6~5.4 |
| 由 良 川 | | 1.8~3.0 | 1.6~3.2 | 1.6~2.6 | 1.8~2.4 | 1.7~3.2 | 2.6~3.4 | 0.6~6.6 |
| 加勢蛇川 | | 0.6~1.1 | 0.7~1.9 | 0.6~1.0 | <0.5~0.6 | 0.6~1.0 | 0.8~1.2 | <0.5~2.6 |
| 阿弥陀川 | | 0.8~0.9 | <0.5~0.6 | 0.5~0.7 | 0.5~0.6 | 0.6~1.1 | 0.6~0.9 | <0.5~1.6 |
| 佐 陀 川 | | 0.9~1.1 | 0.6~0.7 | 0.6~0.8 | 0.5~0.7 | 0.8~1.9 | 0.9~1.2 | <0.5~2.0 |
| (都市河川) | | | | | | | | |
| 旧 袋 川 | 7 地点 | 3.3~4.8 | 2.6~5.4 | 2.0~6.7 | 1.6~4.9 | 1.4~3.5 | 2.1~3.7 | 1.0~13 |
| 玉 川 | 5 地点 | 0.9~2.0 | 0.8~1.9 | 0.7~2.0 | 0.7~2.0 | 0.7~2.0 | 1.0~2.3 | 0.5~4.6 |
| 旧加茂川 | | 0.9~2.7 | 0.8~1.1 | 0.8~2.6 | 0.5~1.5 | 0.4~0.8 | 0.2~0.4 | 0.3~0.8 |
| 〔湖 沼〕 | | | | | | | | |
| 湖 山 池 | 4 地点 | 5.9~6.1 | 5.7~6.2 | 6.5~6.8 | 5.4~7.0 | 5.5~5.8 | 5.2~5.5 | 3.5~12 |
| 東 郷 池 | | 4.2~4.3 | 3.9~4.4 | 4.2~4.4 | 4.5~4.7 | 4.9~5.1 | 4.5~4.6 | 2.8~5.7 |
| 多 鈴 池 | 3 地点 | 3.0~3.3 | 3.2~3.5 | 3.2~3.6 | 3.5~3.8 | 4.3~4.5 | 3.7~4.6 | 2.4~3.9 |
| 中 海 | 5 地点 | 1.7~4.7 | 2.3~4.6 | 2.3~5.0 | 2.4~5.7 | 2.5~5.2 | 2.5~5.7 | 0.9~7.6 |
| 〔海 域〕 | | | | | | | | |
| 美 保 湾 | 8 地点 | 0.9~1.5 | 1.1~1.9 | 1.2~2.2 | 1.2~2.7 | 1.4~2.2 | 1.3~2.0 | <0.5~3.1 |
| 日本海沿岸 | | 0.6~0.8 | <0.5~1.3 | <0.5~0.7 | <0.5~0.6 | <0.5~1.3 | 0.5~1.0 | <0.5~1.2 |

| BOD又はCOD最小値～最大値 (mg/l) | | | | | x / y | | | | | |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 61年度 | 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2年度 | 60年度 | 61年度 | 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2年度 |
| <05~18 | <05~22 | <05~14 | <05~14 | <05~28 | 1/12 | 0/12 | 1/12 | 1/12 | 0/12 | 1/12 |
| <05~21 | 05~13 | 05~12 | <05~17 | <05~18 | 1/30 | 1/30 | 0/30 | 0/30 | 0/30 | 0/30 |
| <05~11 | <05~21 | <05~12 | <05~14 | <05~12 | 2/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 | 1/12 |
| <05~09 | 05~09 | <05~08 | 05~14 | <05~09 | 3/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 2/12 | 0/12 |
| <05~08 | 05~13 | <05~07 | <05~09 | <05~08 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 |
| <05~09 | <05~08 | <05~08 | <05~08 | <05~10 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 |
| <05~12 | <05~08 | <05~07 | <05~08 | <05~09 | 0/12 | 1/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 |
| <05~08 | <05~06 | <05~08 | <05~08 | <05~08 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 | 0/12 |
| 05~12 | <05~11 | <05~09 | 05~20 | 05~22 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <05~11 | 05~18 | <05~11 | 05~21 | <05~23 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <05~07 | <05~06 | <05~06 | <05~11 | <05~06 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 05~22 | 05~22 | <05~12 | <05~11 | <05~19 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 05~21 | <05~17 | <05~11 | <05~16 | <05~15 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 05~21 | <05~18 | <05~17 | <05~24 | <05~22 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 08~23 | 06~24 | <05~24 | <05~67 | 05~10 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 05~48 | 06~39 | 09~46 | 07~52 | 13~62 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 05~51 | <05~20 | <05~08 | <05~12 | <05~17 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <05~10 | <05~1.1 | <05~08 | <05~16 | <05~15 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| <05~12 | <05~14 | <05~1.2 | <05~34 | <05~29 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 09~10 | <05~18 | <05~39 | <05~9.4 | 08~74 | /102 | /102 | /102 | /102 | /102 | /114 |
| <05~43 | <05~45 | <05~86 | <05~120 | <05~80 | /60 | /60 | /60 | /60 | /60 | /60 |
| 26~34 | 21~110 | 19~41 | 17~43 | 1.4~87 | /60 | /60 | /60 | /60 | /55 | /50 |
| 34~11 | 31~11 | 37~18 | 33~89 | 28~85 | 48/48 | 48/48 | 48/48 | 48/48 | 48/48 | 46/48 |
| 17~66 | 13~5.9 | 27~6.2 | 24~7.9 | 24~7.1 | 44/48 | 34/48 | 44/48 | 43/48 | 43/48 | 42/48 |
| 28~39 | 17~6.9 | 28~4.6 | 39~5.1 | 2.6~6.6 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 | /12 |
| 1.3~9.3 | 15~8.8 | 11~9.9 | 13~6.7 | 14~11 | 26/96 | 51/108 | 52/108 | 57/108 | 55/96 | 42/87 |
| <05~33 | 05~3.2 | <05~3.9 | 07~4.0 | <05~3.0 | 4/96 | 10/96 | 13/96 | 25/96 | 23/96 | 16/96 |
| <05~1.7 | <05~1.2 | <05~0.9 | <05~1.8 | <05~1.1 | 0/24 | 0/24 | 0/24 | 0/22 | 0/19 | 0/24 |

平成2年度水質測定結果総括表 (生活環境項目)

| 水 域 名 | | 類型 | N | p H | | | D O (mg / ℓ) | | |
|--------|-------|-----|----|----------|--------|---------|--------------|--------|---------|
| | | | | x / y | % | min~max | x / y | % | min~max |
| 河 川 | 千 代 川 | A A | 5 | 0 / 60 | 0 | 66~74 | 1 / 60 | 1.7 | 71~13 |
| | | A | 2 | 0 / 24 | 0 | 69~82 | 2 / 24 | 8.3 | 63~13 |
| | 天 神 川 | A A | 3 | 0 / 36 | 0 | 69~7.8 | 0 / 36 | 0 | 8.6~13 |
| | | A | 2 | 0 / 40 | 0 | 68~7.4 | 3 / 40 | 7.5 | 6.2~13 |
| | 日 野 川 | A A | 6 | 0 / 72 | 0 | 68~8.0 | 0 / 72 | 0 | 8.5~13 |
| | | 〃 | A | 2 | 0 / 42 | 0 | 69~7.8 | 1 / 42 | 2.4 |
| 湖 沼 | 湖 山 池 | A | 4 | 5 / 48 | 10.4 | 7.3~9.0 | 12 / 48 | 25.0 | 4.2~13 |
| | 東 郷 池 | A | 4 | 15 / 48 | 31.3 | 7.0~9.5 | 14 / 48 | 29.2 | 3.1~12 |
| | 中 海 | A | 10 | 23 / 147 | 15.6 | 7.5~9.1 | 58 / 147 | 39.5 | 3.1~16 |
| 海 域 | 美 保 湾 | A | 7 | 16 / 84 | 19.0 | 8.0~8.6 | 41 / 84 | 48.8 | 5.6~9.2 |
| | | B | 1 | 2 / 12 | 16.7 | 8.1~8.5 | 0 / 12 | 0 | 6.3~8.6 |
| | 日 本 海 | A | 28 | 0 / 84 | 0 | 8.0~8.3 | 0 / 24 | 0 | 5.9~7.0 |
| 計 | 河 川 | A A | 14 | 0 / 168 | 0 | 66~8.0 | 1 / 168 | 0.6 | 7.1~13 |
| | | A | 6 | 0 / 106 | 0 | 68~8.2 | 6 / 106 | 5.7 | 6.2~13 |
| | 湖 沼 | A | 18 | 43 / 243 | 17.7 | 7.0~9.5 | 84 / 243 | 34.6 | 3.1~16 |
| | 海 域 | A | 35 | 16 / 168 | 9.5 | 8.0~8.6 | 65 / 108 | 60.2 | 5.6~9.2 |
| | 〃 | B | 1 | 2 / 12 | 16.7 | 8.1~8.5 | 0 / 12 | 0 | 6.3~8.6 |
| 合 計 | | | 74 | 61 / 697 | 8.8 | | 156 / 637 | 21.3 | |

注 x / y 環境基準に不適合の日数 / 測定日数

| BOD又はCOD (mg/l) | | | SS又は油分 (mg/l) | | | 大腸菌群数 (MPN/100 ml) | | |
|-----------------|------|----------|---------------|------|---------|--------------------|------|--|
| x/y | % | min~max | x/y | % | min~max | x/y | % | min~max |
| (BOD) | | | (SS) | | | | | |
| 8/60 | 13.3 | <0.5~1.6 | 0/60 | 0 | <1~10 | 60/60 | 100 | $3.1 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^4$ |
| 2/24 | 8.3 | <0.5~2.1 | 1/24 | 4.0 | 2~51 | 23/24 | 95.8 | $6.1 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^4$ |
| 10/36 | 27.8 | <0.5~2.1 | 2/36 | 5.6 | <1~57 | 36/36 | 100 | $1.1 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^5$ |
| 1/40 | 2.5 | 0.6~2.1 | 3/40 | 7.5 | <1~81 | 38/40 | 95.0 | $7.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^5$ |
| 1/72 | 1.4 | <0.5~1.2 | 0/72 | 0 | <1~18 | 72/72 | 100 | $6.8 \times 10 \sim 1.3 \times 10^4$ |
| 1/42 | 2.4 | <0.5~2.8 | 1/42 | 2.4 | 2~30 | 29/42 | 66.7 | $1.7 \times 10^2 \sim 2.2 \times 10^4$ |
| (COD) | | | (SS) | | | | | |
| 46/48 | 95.8 | 2.8~8.5 | 40/48 | 83.3 | 3~32 | 15/48 | 31.3 | $1.4 \times 10 \sim 2.3 \times 10^4$ |
| 42/48 | 87.5 | 2.4~7.1 | 42/48 | 87.5 | 5~21 | 8/48 | 16.7 | $2.0 \times 10 \sim 1.3 \times 10^4$ |
| 83/147 | 56.5 | 1.0~1.1 | 99/147 | 67.3 | 2~33 | 13/111 | 11.7 | $<1.8 \sim 1.6 \times 10^4$ |
| (COD) | | | (油分) | | | | | |
| 16/84 | 19.0 | <0.5~3.0 | 0/84 | 0 | ND | 4/84 | 4.8 | $<1.8 \sim 2.5 \times 10^3$ |
| 0/12 | 0 | 0.9~2.0 | 0/12 | 0 | ND | -/12 | - | $<1.8 \sim 2.3 \times 10^2$ |
| 0/84 | 0 | <0.5~1.6 | 0/84 | 0 | ND | 0/24 | 0 | $<1.8 \sim 2.1 \times 10$ |
| 19/168 | 11.3 | <0.5~2.1 | 2/168 | 1.2 | <1~57 | 168/168 | 100 | $6.8 \times 10 \sim 1.1 \times 10^5$ |
| 4/106 | 3.8 | <0.5~2.8 | 5/106 | 4.7 | <1~81 | 90/106 | 84.9 | $1.7 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^5$ |
| 171/243 | 70.4 | 1.0~1.1 | 181/243 | 74.5 | 2~33 | 36/207 | 17.4 | $<1.8 \sim 2.3 \times 10^4$ |
| 16/168 | 9.5 | <0.5~3.0 | 0/168 | 0 | ND | 4/108 | 3.7 | $<1.8 \sim 2.5 \times 10^3$ |
| 0/12 | 0 | 0.9~2.0 | 0/12 | 0 | ND | -/12 | - | $<1.8 \sim 2.3 \times 10^2$ |
| 210/697 | 30.1 | | 188/697 | 27.0 | | 298/601 | 49.6 | |

資料28 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乘せ排水基準

(1) 中海流入区域に適用される上乘せ排水基準

| 特定事業場の区分 | 既設特定事業場 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------|-------|-----|--|-------|-----|---------------------|-------|-----|-----------------------|-------|-----|---------------------|-------|-----|-----|-------|-----|
| | 豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場 | | | 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場 | | | し尿処理施設(A)を設置する特定事業場 | | | し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場 | | | 下水道終末処理施設を設置する特定事業場 | | | | | |
| 一日当たりの平均的な排水量 (単位 立方メートル) | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 | 二五〇 | 五一〇 | 一〇〇 |
| | 以上 | 未満 | 以上 | 以上 | 未満 | 以上 | 以上 | 未満 | 以上 | 以上 | 未満 | 以上 | 以上 | 未満 | 以上 | 以上 | 未満 | 以上 |
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 五・八 | 八・六 | 以上 | 五・八 | 八・六 | 以上 | 五・八 | 八・六 | 以上 | 五・八 | 八・六 | 以上 | 五・八 | 八・六 | 以上 | 五・八 | 八・六 | 以上 |
| | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | |
| 生物学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 五〇 | 五〇 | 日平均 | 五〇 | 五〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 二〇 | 二〇 | 日平均 | 二〇 | 二〇 |
| | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | |
| 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 五〇 | 五〇 | 日平均 | 五〇 | 五〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 二〇 | 二〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 |
| | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | | 最大 | 一六〇 | |
| 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 一五〇 | | 日平均 | 一五〇 | | 日平均 | 一五〇 | | 日平均 | 一五〇 | | 日平均 | 一五〇 | | 日平均 | 一五〇 | |
| | 最大 | 二〇〇 | | 最大 | 二〇〇 | | 最大 | 二〇〇 | | 最大 | 二〇〇 | | 最大 | 二〇〇 | | 最大 | 二〇〇 | |
| 抽出物含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 最大 | 五 | | 最大 | 五 | | 最大 | 五 | | 最大 | 五 | | 最大 | 五 | | 最大 | 五 | |
| | 最大 | 三〇 | | 最大 | 三〇 | | 最大 | 三〇 | | 最大 | 三〇 | | 最大 | 三〇 | | 最大 | 三〇 | |
| 大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個) | 日平均 | 三、〇〇〇 | | 日平均 | 三、〇〇〇 | | 日平均 | 三、〇〇〇 | | 日平均 | 三、〇〇〇 | | 日平均 | 三、〇〇〇 | | 日平均 | 三、〇〇〇 | |
| | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 三〇 | 三〇 | 日平均 | 二〇 | 二〇 | 日平均 | 二〇 | 二〇 | 日平均 | 二五 | 二五 | 日平均 | 三五 | 三五 |
| 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |
| | 日平均 | 四 | 四 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 五 | 五 | 日平均 | 三 | 三 | 日平均 | 二 | 二 | 日平均 | 二 | 二 |

| その他の特定 事業場 | 新 設 特 定 事 業 場 | | | | | | | | | | | | | | | その他の特定 事業場 | | | | | |
|------------------|---|------------------|------------------|--|------------------|------------------|-----------------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|
| | 豚房施設、牛 房施設又は馬 房施設を設置 する特定事業 場 | | | 畜産食料品製 造業、水産食 料品製造業、 動物系飼料又 は有機質肥料 の製造業及び 動植物油脂製 造業に係る特 定事業場 | | | し尿処理施設 (A)を設置す る特定事業場 | | | し尿処理施設 (B)のみを設 置する特定事 業場 | | | 下水道終末処理 施設を設置する 特定事業場 | | | | | | | | |
| 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | 二五 五〇 | 五一 〇〇 | 一 〇〇 | |
| 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | 以未 上満 | |
| 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | 五・八 ・六以 上下 | |
| 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | |
| 三〇 | 三〇 | 二〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一〇 | 一〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 |
| 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 |
| 三〇 | 三〇 | 二〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 四〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 三〇 | 三〇 | 一五 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 二〇 |
| 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 | 三〇 |
| 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 | 三、 〇〇〇 |
| 二五 | 二五 | 一五 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 一五 | 二〇 | 二〇 | 一五 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 一五 | 二〇 | 二〇 | 一五 |
| 四 | 四 | 三 | 三 | 三 | 二 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 四 | 四 | 三 | 三 | 三 | 二 | 一 | 三 | 三 | 二 |

(2) 美保湾流入区域に適用される上乘せ排水基準

| 特定事業場の区分 | | パルプ製 造業 木材 加工 業 特 定 事 業 場 | 製 及 化 学 係 事 業 場 | その 他 の 事 業 場 |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------------------|-----------------------------|
| 一日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル) | | 二五〇以上 | 五〇以上 | 五〇未満 五〇以上 |
| 項目 | 水素イオノ濃度 (水素指数) | 河川 湖沼 | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 |
| | | 海 域 | 五・九〇以上 九・〇〇以下 | 五・九〇以上 九・〇〇以下 |
| 及び | 生物化学的酸素要求量 (単位 1ノットル につきミクログラム) | 最 大 | 一六〇 | 一六〇 |
| | | 日 間 平 均 | 一一〇 | 一一〇 |
| 許 | 容 | 最 大 | 一六〇 | 一六〇 |
| | | 日 間 平 均 | 一一〇 | 一一〇 |
| 限 | 度 | 最 大 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| | | 日 間 平 均 | 一五〇 | 一五〇 |
| | 抽出物質含有量 ノルマルヘキサ | 類 油 量 最 大 | 五 | 五 |
| | | 植 物 油 類 最 大 | 〇 | 〇 |
| | 大腸菌群数 (単位 1立方センチ メートルにつき 個) | 日 間 平 均 | 三、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

備
考

- 1 この表において「特定事業場」とは、法第二条第二項に規定する特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の施設)というものを除く。以下「特定施設」というを「設置する工場又は事規定により同項に規定する特定施設とみなされる施設(以下「みなし特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の施設)というものを除く。以下「特定施設」というを「設置する工場又は事
- 2 この表において、「既設特定事業場」とは昭和六十三年十一月一日(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一の改正に
- 3 この表において、「し尿処理施設(A)」とは、廃棄物の処理及び清掃に
- 4 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態に

- 5 生物化学的酸素要求量については、海城及び湖沼に排出される排出水の
- 6 一の特定事業場が同時に二以上の異なる特定事業場の区分に属する場
- 7 については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量のそれぞれに
- 8 に関する排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に
- 9 公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量に
- 10 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 11 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 12 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 13 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 14 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 15 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 16 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 17 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 18 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 19 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 20 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 21 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 22 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 23 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 24 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 25 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 26 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 27 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 28 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 29 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 30 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 31 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 32 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 33 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 34 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 35 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 36 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 37 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 38 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 39 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 40 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 41 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 42 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 43 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 44 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 45 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 46 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 47 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 48 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 49 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 50 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 51 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 52 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 53 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 54 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 55 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 56 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 57 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 58 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 59 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 60 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 61 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 62 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 63 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 64 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 65 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 66 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 67 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 68 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 69 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 70 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 71 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 72 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 73 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 74 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 75 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 76 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 77 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 78 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 79 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 80 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 81 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 82 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 83 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 84 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 85 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 86 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 87 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 88 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 89 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 90 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 91 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 92 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 93 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 94 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 95 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 96 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 97 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 98 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 99 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って
- 100 排出水量は、海城及び湖沼に排出される排出水の排出水量に限って

(3) 湖沼水質保全特別措置法に基づきみなし指定地域特定施設に適用される上乘せ排水基準

| 特定事業場の区分 | 既設特定事業場 | | | 新設特定事業場 | | |
|---------------------------------|--|--------------------------------|--|--------------------------------|--|--------------------------------|
| | みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院 | みなし指定地域特定施設である尿浄化槽のみを設置する特定事業場 | みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院 | みなし指定地域特定施設である尿浄化槽のみを設置する特定事業場 | みなし指定地域特定施設であるちゅう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院 | みなし指定地域特定施設である尿浄化槽のみを設置する特定事業場 |
| 一日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル) | 二五〇以上 五〇〇未満 | 一〇〇〇以上 五〇〇〇未満 | 二五〇以上 五〇〇〇未満 | 一〇〇〇以上 五〇〇〇未満 | 二五〇以上 五〇〇〇未満 | 一〇〇〇以上 五〇〇〇未満 |
| 水素イオン濃度 (水素指数) | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 | 五・八以上 八・六以下 |
| 生物学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 最大 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 |
| | 日間平均 | 三〇 | 三〇 | 九〇 | 九〇 | 二〇 |
| 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 最大 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 | 一六〇 |
| | 日間平均 | 三〇 | 三〇 | 九〇 | 九〇 | 二〇 |
| 浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 最大 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 | 二〇〇 |
| | 日間平均 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 | 一五〇 |
| 抽出物質含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 鉍含有量 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| | 動植物油脂含有量 | 三〇 | 三〇 | 二〇 | 二〇 | 一〇 |
| 大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個) | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 二五 | 二五 | 一五 | 一五 | 一〇 | 一〇 |
| リン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) | 四 | 四 | 三 | 三 | 八 | 八 |

備考

1 この表において「特定事業場」とは、みなし指定地域特定施設を設置する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいい、「新設特定事業場」とは既設特定事業場以外に、この表において、「既設特定事業場」として平成元年八月一日前に既に規定する指定地域特定施設とみなされる施設をいう。
 2 「みなし指定地域特定施設」とは、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により水質汚濁防止法第二条第三項の工場又は事業場かこの表の特定事業場の区分に属すると同時に別表第一の備考4及び5の本文の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準に属することとなる場合は、この限りでない。
 3 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。
 4 別表第一の備考4及び5の本文の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準に属することとなる場合は、この限りでない。
 5 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。

属することとなる場合は、この限りでない。
 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。
 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。
 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。
 同時に別表第一の「し尿処理施設(B)」のみを設置する特定事業場に属する工場又は事業場(設置の工事をしていないものを含む。)をいう。

資料29 湖沼に係る窒素及び磷の排水規制（水質汚濁防止法）

湖沼の水質汚濁を防止するため、富栄養化の原因物質である窒素、磷について排水基準が設定され、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（環境庁長官が定める湖沼）及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に適用される。

（昭和60年7月15日施行）

1 環境庁長官が定める湖沼

(1) 窒素に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

| 湖 沼 | 位 置 |
|-------|-------------|
| 湖 山 池 | 鳥取市 |
| 中 海 | 米子市、境港市、島根県 |
| 東 郷 池 | 羽合町、東郷町 |

(2) 磷に係る排水基準適用対象湖沼及び位置

| 湖 沼 | 位 置 |
|-----------------|-------------|
| 湖 山 池 | 鳥取市 |
| 多 総 ケ 池 | 鳥取市、福部村 |
| 中 海 | 米子市、境港市、島根県 |
| 池 の 谷 た め 池 | 倉吉市 |
| 佐 治 川 ダ ム 貯 水 池 | 佐治村 |
| 東 郷 池 | 羽合町、東郷町 |
| 中 津 ダ ム 貯 水 池 | 三朝町 |
| 菅 尺 ダ ム 貯 水 池 | 日南町 |
| 鶺 鴒 の 池 | 日野町 |
| 俣 野 川 ダ ム 貯 水 池 | 江府町 |

2 排水基準

(1) 規制対象事業場

水質汚濁防止法に定める特定事業場

（排水量 50 m³/日以上）

(2) 一般基準

窒素含有量 120 mg/l（日間平均 60 mg/l）

磷含有量 16 mg/l（日間平均 8 mg/l）

（一般基準への対応が困難な業種については、平成2年7月15日から5年間暫定基準を適用）

(3) 暫定基準

| 項 目 | 業 種 そ の 他 の 区 分 | 許 容 限 度 |
|-----------------------|-----------------|----------------|
| 窒 素 含 有 量 (単位mg/ℓ) | アルマイト加工業 | 200 (日間平均 100) |
| | 畜産農業 | 260 (" 130) |
| 磷 含 有 量 (単位mg/ℓ) | あん類製造業 | 40 (" 20) |
| | 畜産農業 | 50 (" 25) |
| | 電気めっき業 | 20 (" 10) |
| | アルマイト加工業 | 200 (" 100) |
| | 磷及び磷化合物製造業 | 90 (45) |

| | | | |
|----------|------|------|------|
| c (排水基準) | 二〇 | 二二・七 | b |
| | 三〇 | 三四・〇 | |
| | 四〇 | 四七・三 | |
| | 五〇 | 五九・一 | |
| | 六〇 | 六八・〇 | |
| | 九〇 | 一〇二 | |
| a | 二二・七 | 二二・七 | 〇・九七 |
| | 三〇 | 三〇 | |
| | 四〇 | 四〇 | |
| | 五〇 | 五〇 | |
| | 六〇 | 六〇 | |
| | 九〇 | 九〇 | |
| b | 二二・七 | 二二・七 | 〇・九七 |
| | 三〇 | 三〇 | |
| | 四〇 | 四〇 | |
| | 五〇 | 五〇 | |
| | 六〇 | 六〇 | |
| | 九〇 | 九〇 | |

とする。

める数値とし、cは当該排水基準(単位 一リットルにつきミリグラム)値に係る排水基準(以下「排水基準」という。)の区分に従い次の表に定(四十号)に基づく化学的酸素要求量又は生物化学的酸素要求量の日間平均項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十八年十月鳥取県条例第防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)及び水質汚濁防止法第三条第三a、b及びc a及びbは湖沼特定事業場の排水に適用される水質汚濁メートル)

Q〇 この規制基準の適用の際における排水の量(単位 一日につき立方メートル)
 Q 排水の量(単位 一日につき立方メートル)
 L 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム) 値を表わすものとする。

備考 下欄に定める式においてL、Q、Q〇、a、b及びcは、それぞれ次の

| | |
|--|--|
| 設の設置又は構造等の変更を行うもの 平成二年七月十五日以後に湖沼特定施設 新設事業場以外の湖沼特定事業場で、 業場」という。) | $L = \{a \cdot Q + Q_0 \cdot c + Q_0\} \times 10^{-3}$ |
| 一 平成二年七月十五日以後新たに設置 される湖沼特定事業場(以下「新設事業場」という。) | $L = a \cdot Q \times 10^{-3}$ |
| 湖沼特定事業場の区分 | 規制 規 準 |

負荷量規制(湖沼法第七条第一項)

新增設の湖沼特定事業場に対する化学的酸素要求量に係る汚濁

- (一) 死魚は、指定地域内の水域から除去の上、陸上で適切に処分すること。
- (二) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

2 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第二号に掲げる施設に係る使用の方法

- (一) 以上の措置と同等以上の効果を有する措置が講じられること。
- (二) 糞尿がみだりに流亡しないよう適切に管理すること。
- (三) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽を適切に使用すること。
- (四) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽の汚水が公共用水域に直接排出されないよう床及び通路等に雨水が流入しない構造とすること。
- (五) 障を来さない構造とすること。
- (六) 汚物の保管設備及び汚水貯留槽は、汚物又は汚水の保管、貯留及び除去に支障を来さない構造とすること。

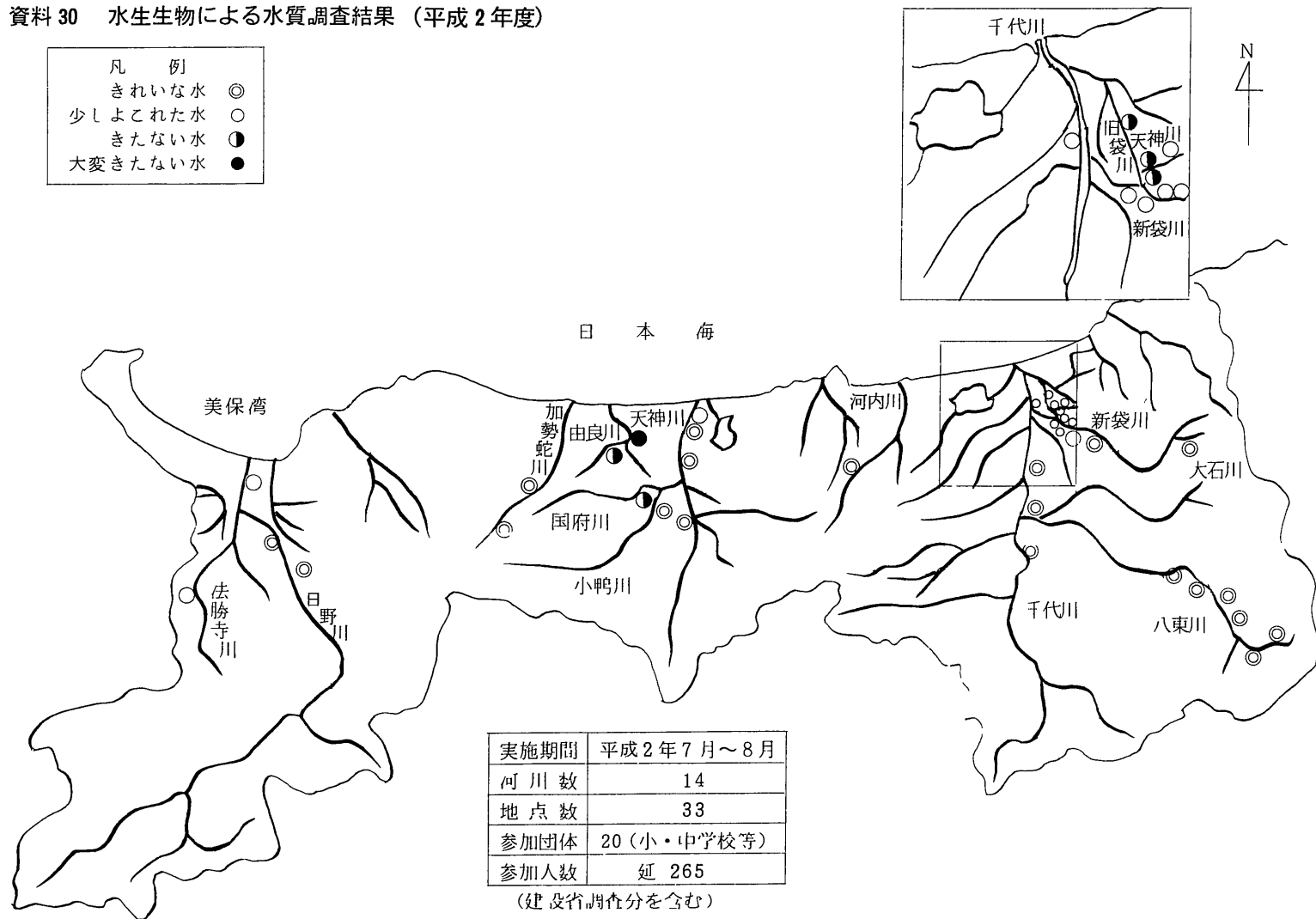
- (一) 豚房、牛房及び馬房に接する畜舎の通路等(以下「通路等」という。)で汚切な広さと高さを有すること。
- (二) 豚房、牛房及び馬房の内部は、汚物又は汚水の除去に支障を来さないよう適支障を来さない構造とすること。
- (三) 豚房、牛房及び馬房の床(以下「床」という。)は、汚物又は汚水の除去に造及び使用の方法に関する基準

1 湖沼水質保全特別措置法施行令第六条第一号又は第十条に掲げる施設に係る構

- に対する構造及び使用の方法に関する規制(湖沼法第十九条第一項) 指定施設、準用指定施設(一定規模以上の畜舎及びこいの養殖施設)

資料30 水生生物による水質調査結果（平成2年度）

| | |
|---------|---|
| 凡 例 | |
| きれいな水 | ◎ |
| 少しよこれた水 | ○ |
| きたない水 | ● |
| 大変きたない水 | ● |



資料 31 名 水 一 覧

(1) 名水百選 (昭和60年 3月環境庁選定)

| 名 称 | 水 の 形 態 | 所 在 地 | 交 通 | 概 要 |
|---------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------|--|
| あめまな 天の真名井 | 湧 水 (湧水量 2 500 m ³ /日) | 西伯郡淀江町高井谷 | 山陰線淀江駅からバスで10分さらに徒歩3分 | 「アメノマナイ」とは、清浄な水に付けられる最大級の敬称であり幅 15m、奥行 5mほどの清水の湧く美しい池を源とした水域は、地域の人々に利用され、大切に管理されている。 |

(2) 因伯の名水 (昭和60年 6月県選定及び平成 2年12月県追加選定)

| 区分 (注) | 名 称 | 所 在 地 (交 通) | 水 の 形 態 | 概 要 |
|---------------------------------|------------------------|---|------------------------------------|--|
| 暮 ら し の 中 の 泉 | よつろし 用呂の清水 | 八頭郡八東町用呂 (若桜鉄道丹比駅からバスで10分 さらに徒歩 5分) | 湧 水 (3,000 m ³ /日) | 清澄な湧水で今でも、地区住民の生活用水として大切に保全、活用されており、また、重要なかんがい用水の一つでもある。 |
| | ふせし 布勢の清水 | 気高郡気高町殿 (山陰線浜村駅からバスで15分) | 湧 水 (1 000 m ³ /日) | 「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な湧水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用されている。 |
| | うのじぞう 宇野地蔵「タキ」 | 東伯郡羽合町宇野 (山陰線倉吉駅からバスで25分) | 湧 水 (70 m ³ /日) | 経文の彫られた巨岩と地蔵三体を祭る法華堂があり、その中にある「タキ」と通称される湧水で地蔵盆行事などで親しまれている。 |
| | じぞうだき 地蔵滝の泉 | 西伯郡岸本町丸山 (山陰線岸本駅からバスで15分 さらに徒歩 2 k) | 湧 水 (30,000 m ³ /日) | 数箇所から湧水が湧き出しており滝地蔵が祭られている。水道水源、かんがい用水に利用され、セリ、クレソンの栽培を行なっている。 |
| | まんぐう 本宮の泉 | 西伯郡淀江町本宮 (山陰線米子駅からバスで20分 さらに徒歩10分) | 湧 水 (15 000 m ³ /日) | 水原一帯はめずらしい亜熱帯性のクワハッソ等が群生しており、豊富な湧水は、生活用水、マジマ、アマゴの養殖に利用されている。 |
| ふ れ あ い の 水 | たねが 多 鯰 池 | 鳥取市覚寺 岩美郡福部村湯山 (山陰線鳥取駅からバスで20分) | 湖 沼 | 鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど観光客をはじめ、多くの人々に憩いの場として親しまれている伝説の他。 |
| | せんだい 千代川 (用瀬町水域) | 八頭郡用瀬町 (因美線用瀬駅から徒歩で 5分) | 河 川 | 千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は江戸時代から続いている流しびなの里として、町民の心の清流であり、釣人、トッパイバーの憩いの場となっている。 |
| | さんおう 山王滝水 域 | 八頭郡佐治村中 (山陰線鳥取駅からバスで60分 さらに徒歩で 5分) | 河 川 | 山王滝を中心とした自然性豊かな美しい水辺には、キャンプ場、遊歩道などが整備され、特に夏、秋は多くの人々が訪れている。 |
| | だいせん 大 山 池 | 東伯郡関金町泰久寺 (山陰線倉吉駅からバスで40分 さらに徒歩10分) | 湖 沼 | 静かな湖面に表大山と蒜山三山がうつる美しい景観は四季を通し人々に親しまれ、特に夏はホート、カーヌを楽しむ人々にぎわう。 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|---------|--------------|---|---|-----------------------------|---|
| 辺 | おお 大 | の 野 | いけ 池 | 西伯郡大山町飯戸 (山陰線大山口駅からバスで20分 さらに徒歩10分) | 湖 | 沼 | 湖岸は水際から広がりをもせて野原となって松林に連なり、山腹にいだかれた美しい湧水の他で四季を通じ訪れる人々が多い。 |
| | う 鶉 | の | いけ 池 | 日野郡日野町下黒坂 (伯備線黒坂駅から4.2k) | 湖 | 沼 | 標高400mの山頂にある周囲4kの美しい池で、公認のオリエンテーリングコースをはじめ、春の鶉の他マッソンなど人々のふれあいの場となっている。又、周辺は野鳥の天国である。 |
| 歴 史 の 水 | と 垢 | り 離 | とり 取 | がわ 川 | 河 | 川 | 霊場三徳山の雨水を集めて流れる清流。昔、参拝者がこの水で身を清めて入山したと伝えられる「身清めの滝」がある。 |
| | てん 天 | の 皇 | すい 水 | 東伯郡赤碓町高岡 (山陰線赤碓駅からバスで15分) | 湧 | 水 (500m ³ /日) | 後醍醐天皇が隠岐島から京都に還御の途中、天皇の指さされた岩を起したところ、泉が湧き出したと伝えられる。今も地域の生活用水として使用されている。 |
| | あか 赤 | まつ 松 | の いけ 池 | 西伯郡大山町他ノ原 (山陰線大山口駅からバスで16分 さらに徒歩20分) | 湖 | 沼 | 古くから雨こいや、幸福を成就する女蛇神が住むと広く言い伝えられた伝説の池。 |
| ふ る さ と の 戻 り | あめ 雨 | だき 滝 | いけ 池 | こく 谷 | 河 | 川 | (雨滝川…雨滝を中心として上、下流300m及び仏谷川上流300m程度) 水量豊富な滝を有する渓谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地、紅葉など訪れる人が多い。 |
| | ろ 三 | たき 滝 | いけ 池 | 八頭郡河原町北村 (山陰線鳥取駅からバスで20分 さらに徒歩30分) | 河 | 川 | (曳田川…千丈滝から下流3k程度の間) 変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい戻りは、四季を通じて人々に親しまれている。 |
| | もろ 諸 | が 鹿 | いけ 池 | こく 谷 | 河 | 川 | (来見野川…諸鹿部落から上流5k程度) 溶岩流で出来た岩や諸鹿七滝と称される滝々の奇観が続き、一帯にフナ、トチの自然林が広がる景観がすばらしい。 |
| | あし 芦 | す 津 | いけ 池 | 八頭郡智頭町芦津 (因美線智頭駅からバスで20分 さらに徒歩30分) | 河 | 川 | (北肢川…三滝を中心とした上、下流4k程度) 芦津自然保護林の中を流れる水量豊富な戻流で、新緑から紅葉まで、キャンプ、釣りなど訪れる人が多い。 |
| | ふ 不動 | だ 谷 | がわ 川 | ゆい 域 | 河 | 川 | (不動谷川…不動山入り口から妙円滝の間1k程度) 趣きを異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな戻流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い。 |
| | お 小 | しか 鹿 | いけ 池 | 東伯郡三朝町中津〜神倉 (山陰線倉吉駅からバスで50分 さらに徒歩30分) | 河 | 川 | (小鹿川…中津ダムから神倉の間3k程度) 昭和12年、文部省の「名勝地」に指定。深い緑色の水流に美しい景観が映え、心のやすらぎを覚える。 |
| | せつ 石 | か 霞 | いけ 池 | 日野郡日南町生山 (伯備線生山駅から徒歩で15分) | 河 | 川 | (石見川…生山から上流3k程度) 奇岩、怪岩の名所として古くから知られ、特に春のつつじ、秋のもみじの景観のすばらしい戻りである。 |

(注) 暮らしの中の泉…昔から地域の人々の日常生活に深くかかわりを持ってきた湧水等で住民の保全管理によって大切にされ現在に引きつがれているもの。
ふれあいの水辺…きれいな水や水辺を保つために努力されており、人々が水とふれ合い水に親しむことによって心に安らぎを与える憩いの場としての水環境。
歴史の水…本県の歴史や伝説にふさわしい故事来歴を有するもの。
ふるさとの戻り…戻り流の中でも特に自然美豊かで、後世に残しておきたい水域で併せて観光などの親水性のあるもの。

資料 33 環境関係用語の解説

赤潮・アオコ（青粉）

水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みがかかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変る現象のこと。

悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり 生活環境をそこなうおそれのある物質で、悪臭防止法施行令に定める 8 物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）

アメニティ（Amenity）

私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスかとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。

亜硫酸ガス（SO₂）

硫黄酸化物（SO_x）の中で二酸化硫黄のことをいい 石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく 刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり、植物を枯らしたりすることがある。

暗騒音

ある場所で特定の音を測定する場合、対象とする音以外の音を暗騒音という。

硫黄酸化物（SO_x）

刺激臭の強い腐蝕性のある有毒な硫黄カスのことで、亜硫酸ガス（SO₂）のはかに無水硫酸（SO₃）等がある。大気汚染防止法施行令ではい煙中の硫黄酸化物の量が規制されている。

閾値（いきち）

生理学的用語で、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことで、閾濃度、限界濃度ともいう。

一酸化炭素

炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のカスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

上乘せ基準

ばい塵又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい基準をいう

SS(Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、ばい塵等の語を使う。

MPN(最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率論的に算出する方法、検水 100 ml 中の大腸菌群数で表す。

環境影響評価(環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

環境基準

公害対策基本法は「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、工場等を規制する規制基準とは異なる。

クライテリア(Criteria)

クライテリアは、日本語で判定基準、判定条件又は判断基準と訳されるが、指標物質又は物性(群)の、人や水生生物に及ぼす影響に関し、必要な科学的知見の上から立って、それら物質、物性に関する許容濃度値や閾値等をまとめたものをいう

健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい、現在カドウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCBが定められている。

光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光線の紫外線のもとで化

学反応をおこし、光化学オキシダントを作る。このオキシダントはオゾンを主体とし、スモッグを形成し、目かいたい、せきこむ、呼吸が苦しいなどの症状を引きおこす。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分するに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）管理型（汚でい等）しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）がある。

酸性雨

通常、雨のpH（水素イオン濃度）は、大気中の炭酸ガスにより5.6前後であり、これより低いpHの雨が酸性雨とされている。工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが原因といわれている。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をいい、数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

浄化槽

水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という

振動レベル

振動の加速度をデジベル（dB）で表した加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、アシヘル（dB）が用いられる。通常振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定した値である。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い、標高の変化を精密水準測量によって測り、変動を出す。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目をいい、現在pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等が定められている。

なお、水質汚濁防止法の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、磷含有量、フェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、フッ素が加えられている。

精密水準測量

最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標

尺を用い、誤差かできるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法かとられている。

騒音レベル

JISに規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。

総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にととめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することか困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式かとられている。

大腸菌群数

大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと、草原や畑などの土中に生存しているものがあるが、一括して大腸菌群として測定している。

WECPNL(うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。

窒素酸化物(NO_x)

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。

中間処理

廃棄物の最終処分に先だって行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物は減量化する目的で行なわれる。主な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等かある。

DO(溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には通常1ℓ中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量か多くなり、汚濁か進行すると減少する。

n-ヘキサン抽出物質（油分）

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをn-ヘキサンの抽出し、n-ヘキサン可溶性物質として定量して、 mg/l で表わす。

ばい塵

燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、ふっ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

火格子面積

ごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子（ロストル）といい、この水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。

BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい、数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。

PCB（ポリ塩化ビフェニール）

DDTやBHCと同じ有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネオ油症事件等PCB被害が問題となり、現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。

pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときを中性、これより数値の高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性という。

ppm

ごく微量の物質の濃度や含有率を表わすのに使われ、%が100分の1をいうのに対しppmは100万分の1を意味する。例えば、空気 $1m^3$ 中に $1cm^3$ の物質が含まれている場合、あるいは、水 $1kg$ 中に $1mg$ の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表わす場合にはppb（10億分の1）も用いられる。

富栄養化

湖水中に栄養塩類（窒素、リン等）が少なく生物生産（プランクトンの増殖等）の少ない湖を貧栄養湖といい、栄養塩類が多く生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へと変化していく現象を富栄養化という。